

福島県最低賃金改定まであと6日！

効力発生日 **令和4年10月6日**

時間額 **828円→858円 (+30円)**

業務改善助成金をご活用ください

- ◎ 資料等、自由にご利用ください（隔週金曜日発行）
- ◎ 記事の要望や感想をお待ちしています！（いわき労働基準協会までお寄せください）

いわき地区産業安全衛生大会
10/12（水）開催！
 （会場 スパリゾートハワイアンズ）
みんなで参加しよう！

署長室よりいわきアリオスを望む
(R04年8月19日撮影)

いわき労働基準監督署長からひとこと



当署が実施した「労災かくし防止のための自主点検」の集計結果がまとまりました。点検結果によると、決して多くはなかったものの、**労働者が仕事に負傷等し休業した場合は速やかに労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署に提出しなければならないこと**を「知らなかった」と回答した事業場がありました。加えて今回は、自主点検結果の提出率が**全体の30%**にとどまったことも心配なところです。**今一度災害時対応の再点検を！**



おめでとうございます



令和4年度「安全衛生に係る福島労働局長賞」奨励賞を受賞

株式会社磐城無線研究所 いわき工場 様

速報 ベルトコンベヤーに腕を巻き込まれる 停止せずに清掃

いわき市内の化学物質製造工場において、ベルトコンベヤーの清掃作業中、コンベヤーベルトとプーリーに腕を巻き込まれ負傷する災害が発生しました。

製品の原料から生じた粉状の物質がベルトコンベヤーのプーリーに付着していたため、これを除去しようとして、**コンベヤーを停止させないままエアで除去しようとしたところ災害が発生した**ものです。



イメージ図
(職場のあんぜんサイトから引用)

リスクアセスメントや危険予知(KY)活動は行われていたか？

機械の掃除・点検等作業を行う際、労働者に危険を及ぼすおそれがある場合は**機械停止等の措置が義務付けられています！**(安衛則第107条)

◆ シリーズ法令改正の解説・第7回化学物質規制 (R6.4.1施行予定分)

化学物質について労働安全衛生法改正が行われ、令和5年4月1日から令和6年4月1日にかけて順次施行されます。**令和6年4月1日に施行される規制について説明します。**

令和6年施行の規制は、新規義務付けとなる事項が多く、注意が必要です！

令和6年4月1日施行予定の法規制のポイント (その5)

○化学物質管理者に次の職務を行わせなければなりません

【解説】 (参考資料・・・厚生労働省HP「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」)

法改正により選任した化学物質管理者には、次の業務を行わせなければなりません。

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成 (リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応



図は厚生労働省HPから引用

※リスクアセスメント対象物：労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質